

判決年月日	平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10211号		
○発明の名称を「データストリームフィルタリング装置及び方法」とする発明の拒絶査定不服審判請求不成立審決について，引用発明の認定に誤りがあり，この誤った認定を前提とする容易想到性判断は誤りであるとして，審決が取り消された事案。			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 審決の判断

本願発明と引用発明 1〔引用例 1（特開平 1 1－2 1 5 1 4 6 号公報）記載の発明〕の相違点のうち，相違点 4 及び相違点 6 に係る構成は，引用発明 1 に引用発明 2〔引用例 2（特開 2 0 0 0－3 2 0 2 9 号公報）記載の発明〕を適用して容易に想到し得たものである。

相違点 4 は，「受信したデータ」に関し，本願発明は，「前記フィルタリングノード宛て以外の以降に」受信したものであるのに対し，引用発明 1 は，「前記フィルタリングノード宛て以外の以降に」受信したものか不明な点である。相違点 6 は，「フィールドの値」の保存方法に関し，本願発明は，「前記フィルタタグフィールドの値は，前記アドレスフィールドを用いて，前記フィルタリングノードに宛てられ，かつ前記フィルタタグフィールドの値に設定されるフィルタタグフィールドを有する第 1 パケットの受信に応答して保存される」のに対し，引用発明 1 は，そのような構成を備えていない点である。

引用発明 2 は，「バーチャル LAN システムに適用される複数グループ一括中継方法において，バーチャル LAN 情報は，宛先 MAC アドレスフィールドを用いて，中継装置（1）に伝送され，かつ前記バーチャル LAN 情報に設定されるバーチャル LAN 情報フィールドを有する最初のフレームの受信に応答して登録される方法。」である。

2 裁判所の判断

(1) 引用発明 2 の認定について

本願発明の「前記フィルタタグフィールドの値は，前記アドレスフィールドを用いて，前記フィルタリングノードに宛てられ，」とは，「パケット」の「アドレスフィールド」において「フィルタリングノード」を宛先に設定することにより，当該「パケット」の「フィルタタグフィールドの値」が，上記「フィルタリングノード」に宛てられることをいうものと認められる。

引用例 2 に記載されている発明においては，局から送信されたフレームは，局に接続されたネットワークと，このネットワークが接続されたポートとを介して中継装置で受信され，この中継装置で中継されて，上記フレームの「宛先 MAC アドレス」で指定された通信先の装置に送信されること，言い換えれば，局から送信されるフレーム中の「宛先 MA

Cアドレス」は、最終の宛先となる装置のMACアドレスであり、上記フレームを上記中継装置に伝送するために用いられる上記中継装置のMACアドレスではないことが明らかである。

そうすると、引用例2に記載されている発明は、「バーチャルLAN情報（本願発明の「フィルタタグフィールドの値」に相当する。）は、宛先MACアドレスフィールド（本願発明の「アドレスフィールド」に相当する。）を用いて、中継装置（1）（本願発明の「フィルタリングノード」に相当する。）に伝送され（本願発明の「宛てられ」に相当。）」るものとは認められない。

したがって、審決の引用発明2の認定は誤りである。

(2) 相違点4及び6の判断について

上記のとおり、引用発明2は、「バーチャルLAN情報は、宛先MACアドレスフィールドを用いて、中継装置（1）に伝送され」るものとは認められないから、引用発明1に引用発明2を適用し、「前記フィルタタグフィールドの値は、前記アドレスフィールドを用いて、前記フィルタリングノードに宛てられ、かつ前記フィルタタグフィールドの値に設定されるフィルタタグフィールドを有する第1パケットの受信に応答して保存される」構成（相違点6に係る構成）とすることは、当業者が容易に想到し得たものとはいえない。したがって、相違点6に係る審決の判断は誤りである。相違点4に係る審決の判断は、相違点6に係る判断を前提とするものであるから、相違点6に係る判断が誤りである以上、相違点4に係る判断も誤りである。